

令和7年度宇治市育成学級入級児童募集要項

宇治市福祉こども部こども福祉課

1 育成学級とは

育成学級とは、放課後、就労等の理由で保護者等による保護が受けられない児童を組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的として、宇治市内の21小学校で開設・運営しています。

2 対象児童

令和7年9月1日現在、宇治市立小学校（笠取小学校を除く）に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する児童を対象とします。

- ① 保護者が就労等の理由により、昼間不在である家庭の児童
※ 月15日以上勤務で、勤務からの帰宅時間が14時以降であることが必要です。
- ② 保護者が病気、看護等の理由により、家庭での適切な保護が受けられない児童
- ③ 保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護が受けられない児童
※ 産前8週間、産後8週間の期間。ただし、育児休業期間中は対象外です。

3 開設学級

(1) 月～金曜日は次の21学級で開設します。通学している小学校の育成学級への入級となります。

学級名	入級定員	電話番号	学級名	入級定員	電話番号	学級名	入級定員	電話番号
御蔵山	110人	32-8406	菟道第二	180人	23-9705	南小倉	40人	20-2526
木幡	100人	32-5011	神明	150人	22-2715	伊勢田	100人	43-2001
宇治	200人	33-2143	小倉	120人	23-0232	平盛	80人	44-0071
岡屋	100人	32-8407	榎島	120人	23-9707	西大久保	80人	43-0603
南部	90人	32-8408	北榎島	70人	20-4555	大久保	190人	43-0606
三室戸	120人	23-0212	北小倉	40人	20-1712	大開	100人	44-8288
菟道	70人	23-9704	西小倉	80人	20-2006	笠取第二	20人	31-6168

(入級定員はR7.9)

(2) 土曜日は次の8学級で開設します。

御蔵山	宇治	菟道第二	小倉	榎島	西小倉	平盛	大久保
-----	----	------	----	----	-----	----	-----

※ 土曜日は、上記のいずれの学級にも通級することができますが、保護者の送迎が必要です。

※ 土曜日勤務等により通級が必要な場合は、**土曜日通級申請書**を提出してください。

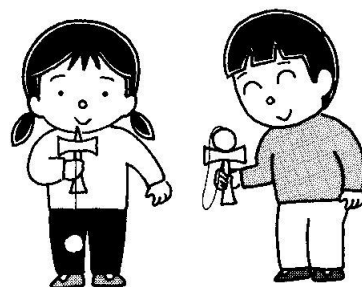
※ 土曜日に勤務等の状況が確認できない場合は、土曜日の通級はできません。

※ **自家用車での送迎はお断りしています。**

4 開設日と閉級日

令和7年4月3日（木）から令和8年3月31日（火）まで
ただし、次の各号に定める日は閉級日とします。

- ① 日曜日及び国民の祝日
- ② 土曜日（ただし、市長が定める学級では開設します）
- ③ 8月13日から8月16日、及び12月29日から1月3日まで
- ④ 気象警報発令等により学校が休校となった日



5 開設区分及び開設時間

開設区分	開設時間
月曜日から金曜日	放課後～18時30分
土曜日（土曜日開設学級のみ）	7時30分～18時30分
春・夏・冬休み期間及び、その他の学校休業日	8時30分～18時30分 ※1

○時間帯によって、児童の下校方法が異なります。（笠取第二育成学級を除く）

○4月～10月及び3月

- 17時までの下校（17時での下校も含む）・・・児童による自主下校（1次帰宅）
- 17時を過ぎての下校・・・・・・保護者によるお迎えが必要です（2次帰宅）

○11月～2月

- 16時30分までの下校（16時30分での下校も含む）・・・児童による自主下校（1次帰宅）
- 16時30分を過ぎての下校・・・・・・保護者によるお迎えが必要です（2次帰宅）

自家用車での送迎はお断りしています。

※1 8時から安全対策支援員を配置し、学校敷地内で、児童の安全確保を行っています。

6 入級申請 【別紙1・別紙2を参照してください】

入級申請は、時期によって受付場所・受付時間が異なりますのでご注意ください。

※ 下記(1)(2)とも、郵送や代理による申請はできません。

(1) 一斉受付期間の申請（各育成学級）

一斉受付期間	受付時間	受付場所
令和7年1月8日（水）	19時00分～20時30分	各育成学級（※）

※ 育成学級での対応は、書類をお預かりするだけです。封筒に封をして提出してください。

一斉受付期間の申請（市役所）

一斉受付期間	受付時間	受付場所
令和7年1月9日（木）、10日（金）、14日（火）	9時00分～19時00分	市役所1階 101会議室

※ 各育成学級、市役所受付分について、こども福祉課で確認し、書類に不備・不足がなく、兄弟分を含め過去の協力金及びその他の費用に未納がない場合に正式な受付となります。それ以外は仮受付となり、こども福祉課より別途文書でお知らせします。指定の期限までに必要な書類が提出されない場合や、協力金及びその他の費用が未納の場合は、申請の取り消し、または下記(2)のその他の時期の申請として取り扱いますのでご了承ください。

(2) その他の時期の申請

上記以降は、こども福祉課学童保育係（市役所2階）にて、9時から17時（12時～13時を除く）まで受付します。

7 入級の決定

(1) 一斉受付期間の申請

書類審査等のうえ、3月上旬に入級決定通知書を送付する予定です。

入級決定した方内、新規の家庭・新1年生の家庭・新5.6年生の家庭は、3月中旬に各育成学級で開催する入級説明会に必ずご出席ください。また、その他の家庭の出席は、任意とします。

※ 一斉受付期間内の入級希望者が定員を超えた場合、低学年の児童や、特別支援学級在籍児童、保護者の就労状況など、必要性の高い家庭の児童を優先して入級選考を行うことがあります。

(2) その他の時期の申請

○入級定員を超過している場合 →待機となり、定員に空きが出るまで入級できません。

○入級定員に満たない場合 →令和7年3月14日までの申請があれば、4月3日から入級できます。
→令和7年3月17日以降の申請は、4月3日以降（申請受付日から1週間後）に入級可能となります。

※ 上記(1)(2)のいずれの場合も、入級決定に際し、兄弟分を含め過去の協力金及びその他の費用が未納の場合は、**6 入級申請**でご案内のとおり入級をお断りする場合があります。また、入級決定した方は、入級日までに各育成学級で入級に関する説明を受ける必要があります。

8 学童保育協力金及びその他の費用

(1) 学童保育協力金

事業に必要な経費の一部を「学童保育協力金」として納付いただきます。
協力金は月額制です。月途中の入級・退級であっても日割り計算は行いません。

(参考) 令和6年度学童保育協力金算定表

※ 令和7年度の協力金は、令和7年3月下旬に決定する予定です。

区分	入級児童の保護者の所得に基づく世帯区分	1人あたりの協力金(月額)	
		1人目	2人目以降
1	316,801円以上の世帯	8,900円	4,500円
2	235,701円以上、316,801円未満の世帯	8,700円	4,400円
3	170,801円以上、235,701円未満の世帯	8,500円	4,300円
4	154,601円以上、170,801円未満の世帯	8,000円	4,000円
5	106,801円以上、154,601円未満の世帯	7,100円	3,600円
6	20,301円以上、106,801円未満の世帯	5,400円	2,700円
7	20,301円未満の世帯	4,000円	2,000円
8	前年度分の市町村民税のうち均等割額のみの世帯	2,600円	1,300円
9	前年度分の市町村民税非課税世帯のうち母子家庭等を除く世帯	1,000円	500円
10	生活保護法による被保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯のうち母子家庭・父子家庭の世帯、その他これに準じると認められる世帯	0円	0円

※ここでいう1人目とは、同一世帯の児童が複数入級している場合の年下の児童のことです。

(2) その他の費用

「学級費」及び「おやつ代」等が必要です。これらの費用は、各育成学級で直接徴収します。

9 協力金の納付方法

学童保育協力金は、下記の宇治市指定(代理)金融機関において、口座振替によりお支払いください。

学童保育協力金の振替日は、毎月25日です。(金融機関が休みの場合は翌営業日)

※ 入級決定後に「口座振替依頼書」をお渡ししますので、必要事項を記入の上、振替を希望する金融機関の窓口にて手続きをしてください。金融機関での手続きから振替開始まで日数を要しますので、お早めにご手続きをお願いします。

宇治市指定(代理)金融機関

* 令和7年4月現在

■銀行 京都・南都・池田泉州・徳島大正・滋賀・関西みらい・ゆうちょ※

■信用金庫 京都・京都中央

■その他 JA京都やましろ・近畿産業信用組合・京滋信用組合・近畿労働金庫

※ゆうちょ銀行はお渡しします「口座振替依頼書」は使用できません。ゆうちょ銀行に備え付けの「自動払込利用申込書」にて手続きをしてください。

学童保育協力金は、必ず期日までにお支払いください。

納付が遅れると、納められている方との公平性が失われるだけでなく、現在の育成学級事業の運営内容が維持できなくなることにもつながります。また、未納が続いた場合、退級していただく場合があります。

何らかの事情で納付が遅れる場合は、必ずこども福祉課までご相談ください。

10 傷害保険の加入について

育成学級開設中のケガや事故に備えて、スポーツ安全保険に加入してください。掛け金は保護者負担となります。（任意：年額 800 円）

スポーツ安全保険の加入受付は、3 月中旬に各育成学級で実施する入級説明会にて行いますが、それ以降は、こども福祉課窓口でのみ受け付けます。

11 その他留意事項

(1) 入級決定後に申請内容が変更になった場合は…

- 保護者の住所、勤務先、勤務状態、家族構成（結婚・離婚・出産）、課税内容など、入級申請時の状況に変更があった場合
⇒ 速やかに各育成学級またはこども福祉課に入級申請記載内容変更届をご提出ください。
- 申請内容が事実と異なる場合は、入級決定を取り消すことがあります。また、必要に応じて、勤務証明書や診断書などの提出を改めてお願いすることがあります。
- 学童保育協力金の算定根拠となる住民税額が修正申告等により変更があった場合
⇒ 届出の翌月分から学童保育協力金の額が変更となる場合があります。変更後の住民税額が確認できる書類を提出してください。

(2) 転居（転校）の際の取扱について

- 入級決定した児童で、市内で小学校区が変わる転居をされた場合
⇒ 通級する育成学級も変更となります。転居後も育成学級への通級を希望される場合は、事前に手続きが必要です。ただし、転校先の育成学級が入級定員を超過している場合は、待機となる場合があります。

(3) 次のような場合は退級となります。

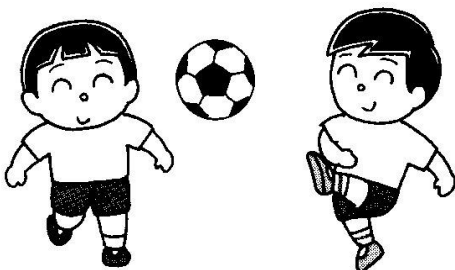
- 保護者が離職されるなど、1 ページの「2 対象児童」のいずれにも該当しなくなった場合
- 育成学級を 1 か月に 15 日以上欠席した場合、または引き続き 5 日以上無断欠席した場合
- 産後休暇期間（出産日から 8 週間）以降に、職場復帰されない場合（育児休業期間中は、入級対象とはなりません。）
- 学童保育協力金及びその他の費用が未納の場合（何らかの事情で納付が遅れる場合は、必ずこども福祉課までご相談ください。）

(4) 学級費、おやつ代について

- 学級費及びおやつ代は、各育成学級で徴収します。これらの費用は、月初めに各育成学級にて直接徴収します。（詳しくは、各育成学級からお知らせします。）
- 納付が遅れると、各育成学級での事業実施やおやつ提供に影響が出る可能性がありますので、必ず期日までにお支払いください。

(5) 個人情報の取扱について

- 宇治市では、育成学級事業の適正な運営と、児童により良い環境を提供するため、児童や世帯の状況把握に努めており、在籍小学校をはじめ関係機関との連携を図っています。そのため、児童や世帯に関する個人情報について、必要に応じて関係機関から収集・提供する場合があります。
- 本趣旨をご理解いただき、同封の「個人情報に関する同意書」を、育成学級入級申請書類とともに提出してください。



宇治市福祉こども部こども福祉課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
TEL 22-3141 内線 2618・2619
宇治市ホームページ: <http://www.city.uji.kyoto.jp/>
E-mail: kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp